

【令和4年度】

千葉県ハイブリッド型MICE開催促進補助金
募集要項

目次

1 事業の趣旨	2
2 補助対象者	3
3 補助対象事業	3
4 事業募集期間	4
5 補助対象経費	4
6 補助率・補助上限額	4
7 交付申請等各種手続きについて	5
8 交付決定の取り消し等について.....	8
9 その他留意事項	9
10 相談窓口・問合せ先	9
参考資料	10

1 事業の趣旨

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、会場での開催とオンライン開催を組み合わせた会議等の開催形態であるハイブリッド型MICEのうち、特に以下の効果を期待できるMICEの開催を促進することを目的に、MICE関連施設におけるハイブリッド型MICEの主催者に対し、会場運営費等の一部を補助するものとして実施します。

なお、MICEのうち、「国際機関や団体、学会等が行う会議（C：Convention）」及び「展示会・見本市・イベント等（E：Exhibition/Event）」を本事業の対象とします。

また、「展示会・見本市・イベント等（E：Exhibition/Event）」のうち特に開催を期待するものは、以下に記載する分野とします。ただし、これらの分野だけを補助対象事業とするものではありません。

■ 期待する効果

- ・会場に多くの参加者が集まり地域における消費や宿泊需要が期待できるもの
- ・催事内容やMICE開催都市としての本市の特徴や魅力が、テレビ・雑誌・SNS等の広告媒体を通じて、より多くの人に認知されるといった、大きな広告効果が期待できるもの
- ・市民の学びや体験の機会（催事として開催される体験型イベント、ワークショップ、シンポジウム、講座等への参加を通じて、市民の文化、教養等の習得や向上が見込める機会）や、本市産業のイノベーション創出の機会（本市の事業者等が新たな付加価値を生み出すきっかけとして、催事の主催者や出展者等とのマッチング等の機会）が期待できるもの
- ・本市の各部門における施策との関連性が高く、施策推進に効果が期待できるもの

■ 開催を期待する分野

展示会・見本市・イベント等（E：Exhibition/Event）については、特にeスポーツ、エクストリームスポーツ、アニメ、ゲーム、IoTを活用したスマートシティの実現に資する技術に関する分野。

○MICEとは

企業等の会議（M：Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（I：Incentive Travel）、国際機関や団体、学会等が行う会議（C：Convention）、展示会・見本市・イベント等（E：Exhibition/Event）の頭文字の総称であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等、地域経済の活性化に資するものです。

○ハイブリッド型MICEとは

本補助事業におけるハイブリッド型MICEとは、会場での開催と同期間中に実施される、ライブ配信、オンライン商談会、Web会議等のオンライン開催を組み合わせたMICE形態を指します。

○MICE関連施設とは

MICE開催を受け入れることができる、千葉市内に所在する常設の施設であり、広く一般に利用可能な会議室、展示場、宿泊施設等を指します。

2 補助対象者

MICE関連施設において開催されるハイブリッド型MICEの主催者及び共催者が補助対象となります。
なお、下記のいずれかに該当する場合は補助対象者とはなりません。

※補助対象者とはならない者

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 公的機関等との契約において不履行があった者
- (3) 市税の未申告又は完納していない者
- (4) 消費税及び地方消費税並びに法人税等を完納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）にその事業活動を支配されている者
- (6) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (9) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (10) 法令及び公序良俗に反する事業を行う者
- (11) その他市長が適切でないと認める者

3 補助対象事業

以下の要件を**すべて**満たすハイブリッド型MICEが補助対象事業となります。

- (1) 国際機関や団体、学会等が行う会議（C：Convention）又は、展示会・見本市・イベント等（E：Exhibition/Event）
- (2) 会場の参加者数は50人以上であること
- (3) オンライン参加者数は100人以上であること
- (4) 開催期間は1日（4時間以上の会場予約時間）以上であること
- (5) 千葉市及び千葉県内の観光、物産、企業等のPRを行うこと
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策マニュアルを整備・遵守していること
- (7) 事業目的で掲げた期待する効果を高めるための内容を新たに加えること（P2「**■**期待する効果」をご参照ください）
- (8) 事業予算額が100万円以上、1億円以下であること。ただし、次に掲げる催事は、事業予算額が1億円を超えても補助対象事業とする。
 - ・国際機関や団体、学会等が行う会議（C：Convention）
 - ・展示会・見本市・イベント等（E：Exhibition/Event）のうち、eスポーツ、エクストリームスポーツ、アニメ、ゲーム、IoTを活用したスマートシティの実現に資する技術に関するもの等、千葉市が特に開催を期待する分野
- (9) 開催日が、令和4年4月22日(金)から令和5年2月28日(火)の間であること

- ・開催しようとするハイブリッド型MICEについて、「国や地方公共団体から補助や助成を受けたもの」や、「公序良俗に反するもの」に該当する場合等は、補助対象事業とはなりません。
- ・参加者数について、人数に達していなかった場合は交付決定後であっても決定取り消しとなります。

4 事業募集期間

令和4年4月22日(金)から令和5年2月28日(火)まで

5 補助対象経費

交付決定日から令和5年2月28日(火)までに開催されるハイブリッド型MICEの開催に係る経費であり、次の表に該当するものが補助対象経費となります。

対象経費		内容
会場運営費		会場借上費、会場設営費、機材借上費、印刷製本費、広報活動費、人件費（司会者・講師・通訳等の専門分野）、備品費、消耗品費など
感染症対策費	衛生用品	ゴーグル、フェイスシールド、エプロン、防護服、マスク、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、使い捨て手袋、洗浄剤・漂白剤 など
	消毒作業	施設及び備品類の消毒作業（人件費含む）

※補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとします。

6 補助率・補助上限額

補助率・補助上限額は下記のとおりです。

■ 補助率

補助対象経費の2/3以内（ただし、千円未満は切り捨て）

■ 補助上限額

1開催当たり300万円

【算出例1】補助対象経費が3,261,900円の場合

$$3,261,900円 \times 2/3 = 2,174,600円$$

⇒補助金の額 = 2,174,000円 ※千円未満切捨て

【算出例2】補助対象経費が7,231,500円の場合

$$7,231,500円 \times 2/3 = 4,821,000円$$

⇒補助金の額 = 3,000,000円 ※補助上限額に該当

7 交付申請等各種手続きについて

本事業は、予算内での運用となることから、申請状況に応じて受付期間中でも申請の受付を終了する場合があります。

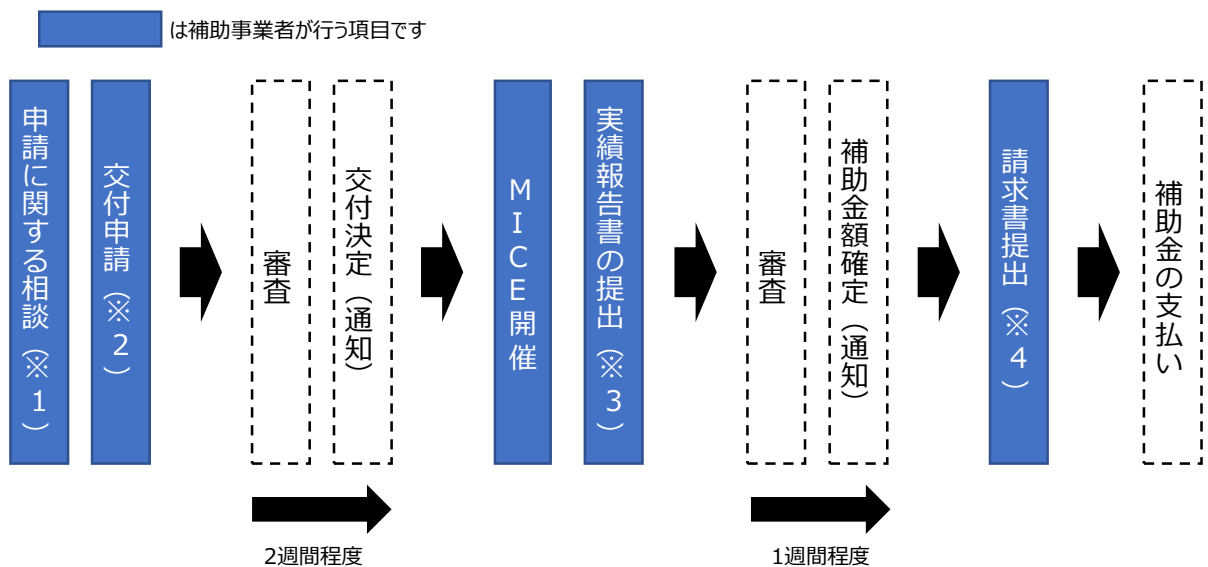
■ 申請書類等の提出先・提出方法

「11. 相談窓口・問合せ先」に記載の事務局担当者あてにデータ提出をしてください。修正や不備がないことが確認できたら原本をファイリングの上事務局あてに郵送してください。

■ 申請に係る書類は、当補助金ホームページからダウンロードできます。

URL : <https://hojyo-chiba.jp/>

申請の流れ



※1 交付申請に向けたご案内をいたします。

※2 交付申請書は申請順に受付いたします。ただし、期限前でも申請額が予算の範囲を超えると判断した時点で終了します。

※3 実施報告書は補助対象事業完了後、15日以内に事務局までご提出ください。なお、令和5年2月に完了する事業の提出期限は令和5年3月10日(金)までです。

※4 請求書提出期限は令和5年4月11日(火)17時までです。

(1) 交付申請手続きについて

ア 申請に関する事前相談

申請に先立ち、事務局へ電話又はメールにてお問合せください。交付申請に向けたご案内をいたします。

イ 申請書類に必要事項を記入の上、添付書類を添えて事務局へ提出してください。

提出書類は以下の通りです。

- (ア) 千葉県ハイブリッド型MICE開催促進補助金交付申請書、事業計画書（千葉県ハイブリッド型MICE開催促進補助金交付要綱 様式第1号、第1号の2）
- (イ) 収支予算書（様式第1号の3）
- (ウ) 誓約書（様式第1号の4）
- (エ) 開催概要（事業全体の収支が分かる資料も含む）
- (オ) 補助対象事業における感染拡大防止マニュアルを示すもの
- (カ) PRの取組み内容が分かるもの
- (キ) 本事業で期待する効果を高めるための取組み内容が分かるもの
- (ク) 上記に掲げるもののほか、必要と認める書類

（会場の使用許可書や購入予定消耗品類等の見積書等。法人格のない団体の場合は、組織図、役員名簿、役員本人の身分が確認できるもの、会則、団体としての活動実績が分かるもの 等）

ウ 申請期限

令和4年4月22日(金)から令和4年12月28日(水)まで、先着順にて受け付けます。なお、申請額が予算の範囲を超えると判断した時点で終了します。

また、申請から交付決定までの間に2週間程度を要することから、本事業の利用をご検討されている方は事務局にご相談の上、速やかに申請手続きをお願いします。

(2) 交付決定について

提出していただいた申請書類を審査し、交付・不交付の決定について「千葉県ハイブリッド型MICE開催促進補助金交付・不交付決定通知書」（様式第2号）により通知します。

補助金の交付決定に当たり必要な条件を付す場合がありますので、本通知書が届いた際には、記載内容をご確認ください。

通知日は申請書類の受領後、2週間程度が目安となります。

※同通知書において記載される交付決定額は、補助金の上限を示すものです。補助金額は、補助対象事業完了に伴う実績報告を受けた後、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及び付された条件に適合すると認められた場合に確定します。

(3) 変更の申請について

ア 交付決定通知後、以下に該当する変更が発生した場合は変更交付申請が必要となりますので、事務局へご連絡の上、速やかに申請手続きをしてください。また、変更申請の有無について判断が難しい場合は事務局へお問合せください。

- (ア) 補助対象経費の総額の20%以上の経費配分の変更がある場合
- (イ) 補助対象者の名称変更又は地位の承継を行う場合
- (ウ) その他補助内容に大幅な変更が生じる場合

イ 申請書類

- (ア) 「千葉県ハイブリッド型MICE開催促進補助金変更交付申請書」（様式第3号）
- (イ) 事業計画書（様式第1号の2）
- (ウ) 変更に伴う関係書類等

ウ 提出いただいた申請書類を審査し、補助金の変更交付を決定について「千葉県ハイブリッド型MICE開催促進補助金変更交付決定通知書」（様式第4号）により通知します。

(4) 中止又は廃止の申請について

- ア 交付決定通知後、補助対象事業を中止又は廃止する場合は申請が必要となりますので、事務局へご連絡の上、速やかに申請手続きをしてください。
- イ 申請書類に必要事項を記入の上、添付書類を添えて提出してください。
提出書類は以下の通りです。
 - (ア) 「千葉市ハイブリッド型MICE開催促進補助事業中止（廃止）承認申請書」（様式第5号）
 - (イ) 中止（廃止）に伴う関係書類等
※中止に至る経緯等が分かる書類を添付してください
- ウ 提出していただいた申請書類を審査し「千葉市ハイブリッド型MICE開催促進補助事業中止（廃止）承認通知書」（様式第6号）により通知します。
- エ 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事務局へ報告し、その指示を受けてください。

(5) 実績報告について

補助対象事業が完了したときは、事業完了後15日以内に事務局へ提出してください。

- ア 提出書類
 - (ア) 千葉市ハイブリッド型MICE開催促進補助事業実績報告書（様式第7号）
 - (イ) 事業報告書（様式第7号の2）
 - (ウ) 収支決算書（様式第7号の3）
 - (エ) 補助対象経費の支払済額を証明する領収書等の書類
領収書等の記載については、補助対象事業及び補助対象者の名称や補助対象者が宛先となっていること、支払額の内訳が記載されていること等、発行元を明確にしてください。
 - (オ) 千葉市及び千葉県内の観光、物産、企業等のPRの取り組み内容がわかるもの
実際に会場配布したチラシ及び配布状況が確認できる写真や、ホームページの掲載内容やその状況が確認できるもの等を提出してください。
 - (カ) 開催実績が分かるもの
主催者が作成する開催報告書等を提出してください。作成に当たっては、会場及びオンライン開催の状況が確認できる写真の掲載のほか参加人数（会場開催及びオンライン開催の別）、感染対策の実施状況等、補助対象事業としての要件が確認できるようにしてください。
 - (キ) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- イ 提出期限
事業完了後、15日以内に事務局へ提出してください。事務局にて確認し、不備がある場合は再提出依頼をします。
※令和5年2月実施分の提出期限は令和5年3月10日(金)です。
- ウ 実績報告書の審査のほか、必要に応じて補助対象事業開催に向けた状況確認や現地調査を行う場合があります。

(6) 補助金額の確定について

実績報告書類の審査及び現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき、補助金の額を確定し、「千葉市ハイブリッド型MICE開催促進補助金額確定通知書」（様式第8号）により通知します。

(7) 補助金交付請求について

補助金額確定通知書を受領した補助対象事業者は、「千葉市ハイブリッド型MICE開催促進補助金交付請求書」（様式第9号）の提出にて補助金を請求することができます。

ア 提出書類

(ア) 千葉市ハイブリッド型MICE開催促進補助金交付請求書（様式第9号）

(イ) 交付決定通知書（様式第2号）の写し

(ウ) 額確定通知書（様式第8号）の写し

(エ) 上記に掲げるもののほか、必要と認める書類

イ 請求期限

令和5年4月11日(火)17時まで（必着）

8 交付決定の取り消し等について

(1) 交付決定の取り消し

交付決定を受けた者が下記の何れかに該当するときは、「千葉市ハイブリッド型MICE開催促進補助金交付決定取消通知書（様式第10号）」により通知し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

イ 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき

ウ 補助対象者とはならない者（P.3）の何れかに該当することが判明したとき

(2) 補助金の返還

補助金交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、「千葉市ハイブリッド型MICE開催促進補助金返還請求書」（様式第11号）により、期限を定めて、返還請求します。

9 その他留意事項

(1) 留意事項

- ・非常災害等による被害を受ける等交付決定を受けた者の責めに帰さない事由により補助対象事業の遂行が困難となった場合の措置については改めてご案内します。
- ・交付決定を受けた後、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて、補助事業の遂行状況に関して報告を求める場合があります。
- ・申請内容の確認のため、事務局から電話、メールでの確認連絡のほか、Web会議又は対面での打合せを依頼する場合がありますのでその際にご対応ください。
- ・申請書類等の受付を円滑に進めるため、申請予定内容や利用施設独自の感染拡大防止マニュアル等の添付書類等を確認させていただく場合があります。
- ・申請等に当たり、添付書類の不足や記載漏れ等が発生する可能性があります。この場合、修正等の対応を依頼することになりますので、事務局へデータにて提出いただき、確認後に原本をファイリングの上事務局あてに郵送ください。
- ・本事業は、千葉市からの補助金により実施していることから、申請書類等の記載内容について千葉市と情報共有するほか、国際会議等の統計情報として、日本政府観光局（JNTO）へ提供する場合がありますのでご承知おきください。なお、開催予定の情報等、外部に公開できないものがある場合は、事前にお知らせください。
- ・申請内容に関し、必要に応じて千葉市担当者の同席のもと内容をお伺いする場合があります。

(2) 申請書類等の保管について

- ・申請書類等の本事業に関する関係書類は、補助金交付後においても10年間保管してください。
- ・領収書等支払根拠となるものは必ず保管してください。

10 相談窓口・問合せ先

令和4年度 千葉市ハイブリッド型MICE開催促進補助金事務局

株式会社Congre

〒103-8276

東京都中央区日本橋3-10-5 オンワードパークビルディング

電話番号：03-3510-3736

FAX番号：03-3510-3728

メールアドレス：micehojo-chiba@congre.co.jp

※電話対応時間は平日10:00～17:00です。時間外にお問合せの場合はメールにてご連絡ください。

<参考資料>

■新型コロナウイルス感染症対策関係

(1) 業種別ガイドライン

感染拡大防止マニュアルの作成に当たっては、以下のガイドライン等を参考としてください。

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
※随時更新されているので、最新のを参考にしてください。
- ・「展示会業界におけるCOVID-19 感染拡大予防ガイドライン改訂版」（令和2年8月21日）
一般社団法人日本展示会協会
- ・「ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日）
一般社団法人 日本ホテル協会
- ・「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（令和2年12月25日）
一般社団法人日本旅館協会
- ・「新型コロナウイルス感染症禍におけるMICE開催のためのガイドライン」（令和3年1月18日）
一般社団法人日本コンベンション協会

(2) 厚生省「新型コロナウイルス接触確認アプリ」(COCOA)

感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができるスマートフォン用アプリです。

MICE参加者へのインストールを積極的に働きかけてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

